

旧	新
<p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p>別紙様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿 知事</p> <p style="text-align: center;">(郵便番号)</p> <p>申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">電話番号() -</p> <p>商 号 又は名称</p> <p>氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">(法定代理人 氏名)</p> <p style="text-align: center;">登 録 申 請 書</p> <p>貸金業の規制等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により貸金業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>(記載上の注意) 不要な字句は消して使用すること。</p>	<p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <p>別紙様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>

現 行

(第2面)

登録番号	財務(支)局長 知事 ()第 号(年 月 日)	
従前の登録番号	財務(支)局長 知事 ()第 号(年 月 日)	
1 登録の区分	新 規	更 新
2 法人・個人 の 別	法 人	個 人
3 商号 又は名称 (ふりがな)		
4 氏名 (法人にあって は、代表者の氏 名) (ふりがな)		
5 住 所	(郵便番号) 電話番号() -	
6 法定代理人 (ふりがな) 氏 名		
住 所	(郵便番号) 電話番号() -	
7 役 員 (ふりがな) 氏 名	役 名 等	住 所

(記載上の注意)

- 「登録番号」には記載しないこと。
- 「従前の登録番号」は、登録の更新の申請をする場合に記載すること。
- 「登録の区分」及び「法人・個人の別」は、該当するものに 印を付けること。
- 「商号又は名称」は、法人の場合は商号を、人格のない社団又は財団の場合は名称を記載すること。なお、個人の場合において、商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称のうち1個を記載することができる。
- 「氏名」には、外国人の場合において、外国人登録証明書に記載された通称名があるときには、括弧書で併記することができる。
- 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を、個人の場合は現住所を記載すること。
- 「役員」は、法第4条第1項第2号に該当する者をすべて記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

改 正 案

(第2面)

登録番号	財務(支)局長 知事 ()第 号(年 月 日)	
従前の登録番号	財務(支)局長 知事 ()第 号(年 月 日)	
1 登録の区分	新 規	更 新
2 法人・個人 の 別	法 人	個 人
3 商号 又は名称 (ふりがな)		
4 氏名 (法人にあって は、代表者の氏 名) (ふりがな)		
5 住 所	(郵便番号) 電話番号() -	
6 法定代理人 (ふりがな) 氏 名		
住 所	(郵便番号) 電話番号() -	
7 役 員 (ふりがな) 氏 名	役 名 等	住 所

(記載上の注意)

- (同左)
- (同左)
- (同左)
- (同左)
- (同左)
- 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を、個人の場合は現住所を記載すること。なお、電話番号は、場所を特定する電話番号に限る。
- (同左)

現 行

改 正 案

(第3面)

(第3面)

8 令第3条に規定する使用人

(同左)

氏名 (ふりがな)	職 名	住 所
計 名		

(記載上の注意)

記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

現 行

(第4面)

9 営業所等の名称及び所在地

名 称 (設置年月日)	所 在 地
計 店	

(記載上の注意)

- 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称(委託先が貸金業者の場合は登録番号を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。)を記載すること。
- 「所在地」には電話番号を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名(業務委託先設置分は委託先ごと)を記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

改 正 案

(第4面)

9 営業所等の名称及び所在地

名 称 (設置年月日)	所 在 地	貸金業務取扱主任者の氏名
計 店		

(記載上の注意)

- 「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称(委託先が貸金業者の場合は登録番号を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。)を記載すること。
また、営業所等は、規則第1条第3項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。
- 「所在地」には電話番号(場所を特定する電話番号に限る。)を併記すること。なお、現金自動設備については、設置都道府県名(業務委託先設置分は委託先ごと)を記載すること。
- 「貸金業務取扱主任者の氏名」には、各営業所等に1名記載すること。なお、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより業務を行う営業所等又は代理店については、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を選任することができる。
- 現金自動設備について、地域によって異なる貸金業務取扱主任者を選任する場合には、当該地域ごとに、それぞれ区分して記載すること。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

現 行	改 正 案
(新設)	<p style="text-align: right;">(第5面)</p> <p>10 <u>法第4条第1項第7号に規定する電話番号その他の連絡先等</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先 等</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「電話番号その他の連絡先等」には、規則第3条の2に規定する連絡先等を記載する。 2. 貸付けに関する業務を他者に委託し、当該委託先の連絡先等を広告等に表示する場合には、当該連絡先等を記載すること。 3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。

現 行	改 正 案
<p style="text-align: right;">(第6面)</p> <p>11 業務の方法</p> <p>1 貸付けの相手方</p> <p>(1) 消費者金融、事業者向け金融の別</p> <p>(2) 日賦貸金業の場合は、相手方の業種及び常用従業員数</p> <p>2 貸付けの利率</p> <p>(場合によって異なるときは、その上限の率。実質年率で記載すること。ただし、当該上限の率が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に規定する年29.2%の場合には、記載を要しない。)</p> <p>年 %</p> <p>3 賠償額(違約金、遅延損害金を含む。)を予定する場合における当該賠償額の元本に対する割合。</p> <p>(場合によって異なるときは、その上限の率、実質年率で記載すること。ただし、当該上限の率が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項に規定する年29.2%の場合には、記載を要しない。)</p> <p>年 %</p> <p>4 利息の計算</p> <p>(1) 利息の計算方法</p> <p>(2) 利息の計算の期間 貸付け 当 翌 日からの弁済の 前 当 日までとする。</p> <p>(3) 利息元加の方法</p> <p>5 返済の方式並びに返済の期間及び返済の回数</p> <p>6 無担保無保証の貸付けを行うときは、その最高限度額 千円</p> <p>7 担保に関する事項</p> <p>8 手数料に関する事項</p> <p>9 媒介手数料の場合</p> <p>(場合によって異なるときは、その上限の率)</p> <p>10 貸金業に関する代理契約を締結している場合は、その相手方及び委任又は受任の別</p> <p>11 日賦貸金業の場合は、集金の方法</p> <p>12 その他必要と認められる事項</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「日賦貸金業の場合の「貸付けの相手方の業種」は、物品販売業、物品製造業、サービス業のうち主に対象とする業種を記載すること。</p> <p>2 「賠償額」には、賠償額の計算方法を併記すること。</p> <p>3 「利息の計算の方法」は、先取り・後取りの別、単利・複利の別、残債方式・アドオン方式の別及び端数利息の処理方法を記載すること。</p> <p>4 「返済方式」は、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式の別を記載すること。</p> <p>5 「返済の期間」は、返済の方式に応じて最短及び最長の期間を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式及び自由返済方式については、元本への返済の約定日(返済の約定日がないときはその旨)を記載すること。</p> <p>6 「返済の回数」は、返済の方法に応じて最少及び最多の回数を記載すること。ただし、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式及び自由返済方式の場合において記載が困難であるときは、これを省略することができる。</p> <p>7 「担保に関する事項」は、担保徴求の有無、主な担保の種類及び保証品の要否を記載すること。</p> <p>8 「手数料に関する事項」は、礼金、割引金、手数料、調査料その他名義のいかにかわらず、貸付けに関する費用を徴求する場合に、その名称及びその額又は割合を記載すること。</p> <p>9 「その他必要と認められる事項」は、貸付けの申込みの方法及び金銭の交付の方法について記載すること。</p>	<p style="text-align: right;">(第7面)</p> <p>12 業務の方法</p> <p>(同左)</p>

現 行

(第8面)

13 登録免許税領収書
収入印紙又は証紙 貼付欄

(消印してはならない。)



改 正 案

(第9面)

14 登録免許税領収書
収入印紙又は証紙 貼付欄

(同左)

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p>別紙様式第 1 号の 2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿 知事</p> <p style="text-align: right;">商 号 又は名称</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">(法定代理人 氏 名)</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p><u>私並びに貸金業の規制等に関する法律第 4 条第 1 項第 2 号に規定する役員、貸金業の規制等に関する法律施行令第 3 条に規定する使用人及び貸金業の規制等に関する法律第 2 4 条の 7 第 1 項に規定する貸金業務取扱主任者は、貸金業の規制等に関する法律第 6 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約します。</u></p> <p>(記載上の注意) 個人である場合には、「並びに貸金業の規則等に関する法律第 4 条第 1 項第 2 号に規定する役員」を消して使用すること。</p>

現 行

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 2 号

登 録 申 請 者 等 の 履 歴 書

氏 _____ 名	
現 住 所	(郵便番号 _____) 電話番号 (_____) _____
役 職 名 等	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (満 歳)
職 歴 及 び 兼 職 状 況	期 間
	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
賞 罰	年 月 日
	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 氏名 _____	

(記載上の注意)

1. 「登録申請者等」とは、第 4 条第 1 項第 1 号に規定する登録申請者及び令第 3 条に規定する使用人をいう。
2. 「職歴及び兼職状況」は、貸金業に係る職歴及び兼職状況をすべて記載すること。(当該貸金業に係る貸金業者登録番号もあわせて記載すること。)
3. 「賞罰」は、法第 6 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に係るものはすべて記載し、行政処分については同項第 3 号に係るもののみを記載すること。
4. 登録申請者等本人が署名押印すること。

改 正 案

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 2 号

(第 1 面)

登 録 申 請 者 等 の 履 歴 書

氏 _____ 名	
現 住 所	(郵便番号 _____) 電話番号 (_____) _____
役 職 名 等	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (満 歳)
職 歴 及 び 兼 職 状 況	期 間
	自 _____ 年 _____ 月 _____ 日 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日
賞 罰 等	年 月 日
	賞 罰 等 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 氏名 _____	

(記載上の注意)

1. 「登録申請者等」とは、規則第 4 条第 3 項第 1 号に規定する登録申請者及び令第 3 条に規定する使用人をいう。
2. 「職歴及び兼職状況」は、貸金業に係る職歴及び兼職状況をすべて記載すること。(当該貸金業に係る貸金業者登録番号もあわせて記載すること。)
3. 「賞罰等」は、法第 6 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に係るものはすべて記載し、行政処分については同項第 3 号に係るもののみを記載すること。
4. 登録申請者等本人が署名押印すること。
5. 規則第 4 条第 2 項に規定する書類については、第 2 面の所定の場所にはり付けること。

現 行

改 正 案

(新 設)

(第 2 面)

写 真
(縦 4cm 横 3cm)
単 独、上 三 分 身、
無 帽、正 面、
無 背 景

(撮 影 年 月)

(規 則 第 4 条 第 2 項 に 規 定 す る 書 類)

現 行

改 正 案

(新設)

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第3号の2

登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等

氏名(カタカナ)		氏名(漢字)		生年月日				性別	種別
姓	名	姓	名	元号	年	月	日		

(記載上の注意)

- 1 元号については、明治の場合はM、大正の場合はT、昭和の場合はS、平成の場合はHと記載すること。
- 2 性別については、男性の場合はM、女性の場合はFと記載すること。
- 3 種別については、役員の場合はY、重要な使用人の場合はS、貸金業務取扱主任者の場合はKと記載すること。兼務している場合は、その双方を記載すること。
- 4 上記様式の記入は、上記様式の事項を記録した電磁的記録の提出をもって代えることができること。この場合において、氏名(カタカナ)は、半角のカタカナで記録し、姓と名の間を半角で1マス空けること、氏名(漢字)は、全角で記録し、姓と名の間を全角で1マス空けること、生年月日のうち年、月及び日については、半角の2桁で記録すること、氏名(カタカナ)、氏名(漢字)、元号、年、月、日、性別及び種別の間をカンマで区切ること。

現 行

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 4 号

年 月 日

財務(支)局長 殿
知事

商号
又は名称

氏名
(法人にあっては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏名)

誓 約 書

私並びに貸金業の規制等に関する法律第 4 条第 1 項第 2 号に規定する役員及び貸金業の規制等に関する法律施行令第 3 条に規定する使用人は、貸金業の規制等に関する法律第 6 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

個人である場合には、「並びに貸金業の規則等に関する法律第 4 条第 1 項第 2 号に規定する役員」を消して使用すること。

改 正 案

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 4 号

財産に関する調書

年 月 日現在

	価 額	摘 要
資 産		
現金・預金		
有価証券		
未収入金		
貸付金		
土地		
建物		
備品		
権利		
貸倒引当金		
その他		
計(A)		
負 債		
借入金		
未払金		
前受金		
その他		
計(B)		
(A) - (B)		

(記載上の注意)

- この調書は、登録申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 単位は、千円とすること。
- 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格(取得価格のないものについては、取得時における適正な評価価格)に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日(以下「算出日」という。)に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

現 行

改 正 案

(新設)

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第7号の2

年 月 日

財務(支)局長 殿
知事

届出者 登録 財務(支)局長 ()第 号
番号 知事

(郵便番号)

住 所

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者の氏名)

(法定代理人
氏 名)

貸金業務取扱主任者研修受講届出書

貸金業の規制等に関する法律第24条の7第5項又は第6項の規定により、貸金業務取扱主任者
(以下「主任者」という。)に貸金業務取扱主任者研修を受講させたので、同条第8項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

主任者の氏名・生年月日	受講証書の番号・受講年月日	研修の実施者
(年 月 日)	(年 月 日)	
(年 月 日)	(年 月 日)	
(年 月 日)	(年 月 日)	

(記載上の注意)

届出対象の主任者が複数で上記に記載しきれない場合は、上記各項目を別紙に記載して、その書面を添付すること。

現 行

改 正 案

(新 設)

(日本工業規格 A 4)

別紙様式第 7 号の 3

年 月 日

金融庁長官 殿

(郵便番号)

申請者 住 所

電話番号 () -

名 称

代表者名

貸金業務取扱主任者研修実施団体指定申請書

貸金業の規制等に関する法律第 2 4 条の 7 第 1 0 項の規定により、貸金業務取扱主任者研修の実施について内閣総理大臣の指定を受けたいので、貸金業の規制等に関する法律施行規則第 2 6 条の 2 7 第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

1. 申請者

名称	
代表者	
住所	
電話番号	
法人の種類	イ 公益法人(所管官庁) ロ その他()

2. 申請者が施行規則第 2 6 条の 3 0 の規定により指定を取り消されたことのある団体の場合、その取消しの日から 5 年を経過していないか。

--

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>3. 研修内容(実施科目、研修方法等)</u></p> <div data-bbox="1153 263 2139 411" style="border: 1px solid black; height: 93px; margin-bottom: 10px;"></div> <p><u>4. 研修の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識及び能力を有する者の有無</u></p> <div data-bbox="1153 486 2139 635" style="border: 1px solid black; height: 93px; margin-bottom: 10px;"></div> <p><u>5. 研修の実施に関する事務の遂行の体制</u></p> <div data-bbox="1153 710 2139 858" style="border: 1px solid black; height: 93px; margin-bottom: 10px;"></div> <p><u>6. 研修の受講対象者</u></p> <div data-bbox="1153 933 2139 1082" style="border: 1px solid black; height: 93px; margin-bottom: 10px;"></div> <p><u>7. 研修に係る事務を第三者に再委託する場合の具体的事務の内容及び再委託方法の適切性</u></p> <div data-bbox="1153 1157 2139 1305" style="border: 1px solid black; height: 93px;"></div>

旧	新
<p>別紙様式第8号 (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">事業報告書</p> <p>第 期 (平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで)</p> <p>財務(支)局長 殿 知事</p> <p>届出書 登録 財務(支)局長 ()第 号 番号 知事 (郵便番号) 住 所 電話番号 () -</p> <p>商 号 又は名称</p> <p>氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) (法定代理人 氏 名)</p> <p>連絡者 所属 氏 名 電話番号 () -</p>	<p>別紙様式第8号 (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">事業報告書</p> <p>第 期 (平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで)</p> <p>財務(支)局長 殿 知事</p> <p>届出書 登録 財務(支)局長 ()第 号 番号 知事 (郵便番号) 住 所 電話番号 () -</p> <p>商 号 又は名称</p> <p>氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) (法定代理人 氏 名)</p> <p>連絡者 所属 氏 名 電話番号 () -</p>

事業報告書

目次

- 1 貸金業務の概要
- 2 役員数、営業所・事務所数
- 3 貸付金の種別残高
- 4 業種別貸金残高
- 5 貸付金の担保内訳
- 6 貸付金の金額別内訳
- 7 貸付金の期間別内訳
- 8 資金調達の状況
- 9 延滞状況
- 10 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の名称等
- 11 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の概況

- (1) 貸金業務の概要
- (2) 役員数、営業所・事務所数
- (3) 貸付金の種別残高
- (4) 業種別貸付残高
- (5) 貸付金の担保内訳
- (6) 貸付金の金額別内訳
- (7) 貸付金の期間別内訳
- (8) 資金調達の状況
- (9) 延滞状況

(記載上の注意)

- 1 各表の金額単位未満の端数は、切り捨てて表示する。
- 2 各表中該当金額がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 3 構成比等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位以下を切り捨てて表示する。
- 4 「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。
- 5 第30条第4項各号に該当する場合には、「11 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の概況」の記載を省略することができる。

事業報告書

目次

- 1 貸金業務の概要
- 2 役員数、営業所・事務所数
- 3 貸付金の種別残高
- 4 業種別貸金残高
- 5 貸付金の担保内訳
- 6 貸付金の金額別内訳
- 7 貸付金の期間別内訳
- 8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- 9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- 10 消費者向無担保貸付金の新規契約状況
- 11 資金調達の状況
- 12 延滞状況
- 13 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の名称等
- 14 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の概況

- (1) 貸金業務の概要
- (2) 役員数、営業所・事務所数
- (3) 貸付金の種別残高
- (4) 業種別貸金残高
- (5) 貸付金の担保内訳
- (6) 貸付金の金額別内訳
- (7) 貸付金の期間別内訳
- (8) 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
- (9) 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
- (10) 消費者向無担保貸付金の新規契約状況
- (11) 資金調達の状況
- (12) 延滞状況

(記載上の注意)

- 1 各表の金額単位未満の端数は、切り捨てて表示する。
- 2 各表中該当金額がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 3 構成比等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位以下を切り捨てて表示する。
- 4 「連絡者」は、事業報告書の作成担当者を記載する。
- 5 規則第30条第4項各号に該当する場合には、「14 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の概況」の記載を省略することができる。

事業報告書

第 期 (平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで)

1 貸金業務の概要

--

(記載上の注意)

貸金業務の位置付け(当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況)及び貸金業務の営業状況の推移(貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由)について簡潔に記載する。

2 役職員数、営業所・事務所数

区 分	人 数 等	
	うち男	うち女
役 員		
うち常勤役員		
従業員		
職 員		
そ の 他		
計		
合 計		
営業所・事務所等	/	
有人営業所・事務所		
営業所・事務所外自動契約機設置箇所		
代 理 店		
上 記 合 計		

(記載上の注意)

- 1 個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。
- 2 営業所・事務所等の欄には、上記合計欄の数と営業所・事務所外現金自動設備数の合計を記載する。
- 3 営業所・事務所外自動契約機設置箇所の欄には、有人営業所・事務所及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。

事業報告書

第 期 (平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで)

1 貸金業務の概要

--

(記載上の注意)

貸金業務の位置付け(当該貸金業者の業務全体に占める貸金業務の状況)及び貸金業務の営業状況の推移(貸付残高の対前期増減額及び増減率並びに増減の主な理由)について簡潔に記載する。

2 役職員数、営業所・事務所数

区 分	人 数 等	
	うち男	うち女
役 員		
うち常勤役員		
従業員		
職 員		
そ の 他		
計		
合 計		
営業所・事務所等	/	
有人営業所・事務所		
営業所・事務所外自動契約機設置箇所		
営業所・事務所外現金自動設備自社設置箇所		
代 理 店		
合 計		

(記載上の注意)

- 1 個人の場合は、役員欄、従業員欄にそれぞれ経営者数、使用人数を記載する。
- 2 営業所・事務所外自動契約機設置箇所の欄には、有人営業所・事務所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。
- 3 営業所・事務所外現金自動設備自社設置箇所の欄には、有人営業所・事務所内、営業所・事務所外自動契約機設置箇所内及び代理店内に設置されているものを除いた数を記載する。

3 貸付金の種別残高

貸付種別	件数・残高		残高		平均約定金利
	件数	構成割合	構成割合	構成割合	
	件	%	百万円	%	%
消費者向	無担保 (住宅向を除く)				
	有担保 (住宅向を除く)				
	住宅向				
	計				
事業者向	貸付				
	手形割引				
	計				
合計		100		100	
うち株式取得資金の貸付					

(記載上の注意)

- 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 担保には保証を含まない。
- 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 「件数」は契約件数を記載する。

3 貸付金の種別残高

貸付種別	件数・残高		残高		平均約定金利
	件数	構成割合	構成割合	構成割合	
	件	%	百万円	%	%
消費者向	無担保 (住宅向を除く)				
	有担保 (住宅向を除く)				
	住宅向				
	計				
事業者向	貸付				
	手形割引				
	計				
合計		100		100	
うち株式取得資金の貸付					

(記載上の注意)

- 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 担保には保証を含まない。
- 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 「件数」は契約件数を記載する。

4 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		先数		残高	
	件	%	百万円	%	百万円	%
製造業						
建設業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
運輸・通信業						
卸売・小売業・飲食店						
金融・保険業						
不動産業						
サービスの業						
個人の						
その他						
合計			100		100	

(記載上の注意)

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 表3の消費者向けと個人欄の金額は一致する。

5 貸付金の担保内訳

受入担保の種類	残高	構成割合
有価証券	百万円	%
うち株式		
債権		
うち預金		
商品		
不動産		
財団		
その他		
計		
保証		
無担保		
合計		100

(記載上の注意)

- 2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。

4 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		先数		残高	
	件	%	百万円	%	百万円	%
製造業						
建設業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
運輸・通信業						
卸売・小売業・飲食店						
金融・保険業						
不動産業						
サービスの業						
個人の						
その他						
合計			100		100	

(記載上の注意)

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 表3の消費者向けと個人欄の金額は一致する。

5 貸付金の担保内訳

受入担保の種類	残高	構成割合
有価証券	百万円	%
うち株式		
債権		
うち預金		
商品		
不動産		
財団		
その他		
計		
保証		
無担保		
合計		100

(記載上の注意)

- 2種類以上の担保がある貸付金については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順にしたがって、担保の評価額を限度として充当計上する。

6 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
10万円以下		%		%
10万円超 30万円以下				
30 " 50 "				
50 " 100 "				
100 " 500 "				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1億円以下				
1億円超 5 "				
5 " 10 "				
10 " 100 "				
100億円超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付残高				

(記載上の注意)

貸付残高が表8に記載した自己資金の額を超える貸付先すべて(ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先)について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した書類を併せて提出する。

7 貸付金の期間別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
1年以下		%		%
1年超 5年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25年超				
合計		100		100
1件当たり平均期間				

(記載上の注意)

- 1 1件当たり平均期間は加重平均により算出する。
- 2 期間は約定期間による。

6 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
10万円以下		%		%
10万円超 30万円以下				
30 " 50 "				
50 " 100 "				
100 " 500 "				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1億円以下				
1億円超 5 "				
5 " 10 "				
10 " 100 "				
100億円超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付残高				

(記載上の注意)

貸付残高が表12に記載した自己資金の額を超える貸付先すべて(ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先)について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した書類を併せて提出する。

7 貸付金の期間別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
1年以下		%		%
1年超 5年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25年超				
合計		100		100
1件当たり平均期間				

(記載上の注意)

- 1 1件当たり平均期間は加重平均により算出する。
- 2 期間は約定期間による。

(新設)

8. 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
10万円以下	件	%	百万円	%
10万円超 20万円以下				
20万円超 30万円以下				
30万円超 50万円以下				
50万円超 70万円以下				
70万円超 100万円以下				
100万円超 150万円以下				
150万円超 200万円以下				
200万円超 300万円以下				
300万円超				
合計		100		100
1件当たり平均貸付残高			千円	

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表3の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

(新設)

9. 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		残高	
	件	構成割合	百万円	構成割合
10.0%以下	件	%	百万円	%
10.0%超 15.0%以下				
15.0%超 18.0%以下				
18.0%超 20.0%以下				
20.0%超 22.0%以下				
22.0%超 24.0%以下				
24.0%超 26.0%以下				
26.0%超 28.0%以下				
28.0%超 29.2%以下				
合計		100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、表3の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

(新設)

(新設)

(新設)

10 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

新規契約状況

	件数等		
		うち有人営業所等	うち自動契約機
新規申込件数	件	件	件
新規契約件数	件	件	件
新規契約率	%	%	%

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件数等		
		うち有人営業所等	うち自動契約機
新規貸付総額	百万円	百万円	百万円
新規貸付件数	件	件	件
新規平均貸付額	千円	千円	千円

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規契約件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等
当該年度貸付総額	百万円
当該年度貸付件数	件
当該年度平均貸付額	千円

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。

8 資金調達の状況

借入先等	残高	平均調達金利
	百万円	%
1 金融機関		
2 関係会社		
3 事業会社 (信販・リース会社を含む。)		
4 個人		
5 その他		
社債・C.P.		
合計		
自己資金 (法人の場合は自己資本)		
資本金(法人)		

(記載上の注意)

- 1 平均調達金利は、加重平均により、小数点第2位まで記載する。
- 2 「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び政府関係金融機関等をいう。
- 3 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第5項における関係会社をいう。
- 4 「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
- 5 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 6 残高は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。

11 資金調達の状況

借入先等	残高	平均調達金利
	百万円	%
1 金融機関		
2 関係会社		
3 事業会社 (信販・リース会社を含む。)		
4 個人		
5 その他		
社債・C.P.		
合計		
自己資金 (法人の場合は自己資本)		
資本金(法人)		

(記載上の注意)

- 1 平均調達金利は、加重平均により、小数点第2位まで記載する。
- 2 「金融機関」とは、銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社、外国銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び政府関係金融機関等をいう。
- 3 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第5項における関係会社をいう。
- 4 「自己資金」とは、資産の合計額より負債の合計額を控除した額をいう。
- 5 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。
- 6 残高は借入当初の元本ではなく、元本の残額を記載する。

9 延滞状況

	貸付金残高	延滞残高				計
		1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期末	()	()	()	()	()	()
前期末	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

- 1 貸付金残高のうち、返済約定期限経過後1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。
- 2 貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする。
- 3 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残高を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残高の合計を延滞額として記載する。)
- 4 括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息(資産不計上分を含む。)の発生したもの(未収利息発生後、それぞれ1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上経過したもの)を記載する。
- 5 表3の貸付金の種別残高、表4の業種別貸付金残高、表5の貸付金の担保内訳の残高、表6の貸付金の金額別内訳の残高、表7の貸付金の期間別内訳の残高及び表9の当期末貸付金残高について、それぞれの合計額は一致する。

10 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の名称等

登録番号	商号又は名称	氏名	住所	関係事由	主要事業	貸付残高
						百万円

(記載上の注意)

- 1 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載する。
- 2 「関係事由」は、令第4条第1項各号のうち該当するものを記載する。
- 3 「貸付残高」は、令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者のそれぞれに対する貸付金の残高を記載する。

12 延滞状況

	貸付金残高	延滞残高					当期貸倒 損失額	当期貸倒 引当金額
		1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上	計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
消費者向	()	()	()	()	()	()	()	()
事業者向	()	()	()	()	()	()	()	()
合計	()	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

- 1 貸付金残高のうち、返済約定期限経過後1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上延滞しているものについて、それぞれの区分に従い、延滞残高を記載する。
- 2 貸付金残高は、償却前の貸付金残高とする。
- 3 延滞残高については、元本若しくは利息の延滞にかかわらず、契約書に定める期限の利益の喪失事由に該当する場合は、その元本の残高のすべてを計上する。(返済方式が一括返済の場合は、貸付金の残高を、割賦返済の場合で残債方式をとっている場合は元本の残高を、また、アドオン方式をとっている場合は、期日到来債権額と債権の残高の合計を延滞額として記載する。)
- 4 括弧内には、貸付金残高のうち期末において未収利息(資産不計上分を含む。)の発生したもの(未収利息発生後、それぞれ1か月以上3か月未満、3か月以上6か月未満、6か月以上1年未満及び1年以上経過したもの)を記載する。
- 5 表3の貸付金の種別残高、表4の業種別貸付金残高、表5の貸付金の担保内訳の残高、表6の貸付金の金額別内訳の残高、表7の貸付金の期間別内訳の残高及び表12の貸付金残高合計について、それぞれの合計額は一致する。

13 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の名称等

登録番号	商号又は名称	氏名	住所	関係事由	主要事業	貸付残高
						百万円

(記載上の注意)

- 1 「氏名」は、法人の場合には代表者又は管理人の氏名を記載する。
- 2 「関係事由」は、令第4条第1項各号のうち該当するものを記載する。
- 3 「貸付残高」は、令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者のそれぞれに対する貸付金の残高を記載する。

11 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の概要

(1)貸金業務の概要、(2)役員数、営業所・事務所数、(3)貸付金の種別残高、(4)業種別貸付残高、(5)貸付金の担保内訳、(6)貸付金の金額別内訳、(7)貸付金の期間別内訳、(8)資金調達の状況、(9)延滞状況(様式は表1から表9までのそれぞれの表と同様とする。)については、令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者からの報告による。

14 令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者の概況

(1)貸金業務の概要、(2)役員数、営業所・事務所数、(3)貸付金の種別残高、(4)業種別貸付残高、(5)貸付金の担保内訳、(6)貸付金の金額別内訳、(7)貸付金の期間別内訳、(8)消費者向無担保貸付金の金額別内訳、(9)消費者向無担保貸付金の金利別内訳、(10)消費者向無担保貸付金の新規契約状況、(11)資金調達の状況、(12)延滞状況(様式は表1から表12までのそれぞれの表と同様とする。)については、令第4条に規定する密接な関係を有する貸金業者からの報告による。